

5月30日記者会見の発表まで
非公開

令和6年5月21日
臨時部長会議資料

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う対応について

1. プラスチック使用製品廃棄物の分別収集
2. 充電式電池等の分別収集

環境部 生活環境課

1 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集



(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

施行	令和4年4月
本法の背景	環境問題の深刻化、諸外国による廃棄物輸入規制強化に伴うプラスチック資源循環の必要性の高まりによる
本法に定める自治体の役割	<p>法第6条第1項 プラスチック使用製品廃棄物（以下 プラ製品廃棄物）の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p> <p>プラ製品廃棄物を分別収集し、再商品化ルートにのせること【努力義務】</p>
環境省令に定める分別収集物の基準	プラ製品廃棄物の内、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの、かつ 一辺の長さが50cmを超えないもの

(2) 分別収集の必要性

2050年ゼロカーボン宣言や海洋プラスチックごみ問題など環境負荷の軽減を図ることはもとより、**本取り組みは廃棄物処理施設の整備に係る交付金の必須要件**となっており、**広域連合全ての自治体で取り組む必要がある**

上記の理由から、**プラ製品廃棄物を分別し収集することが必要**

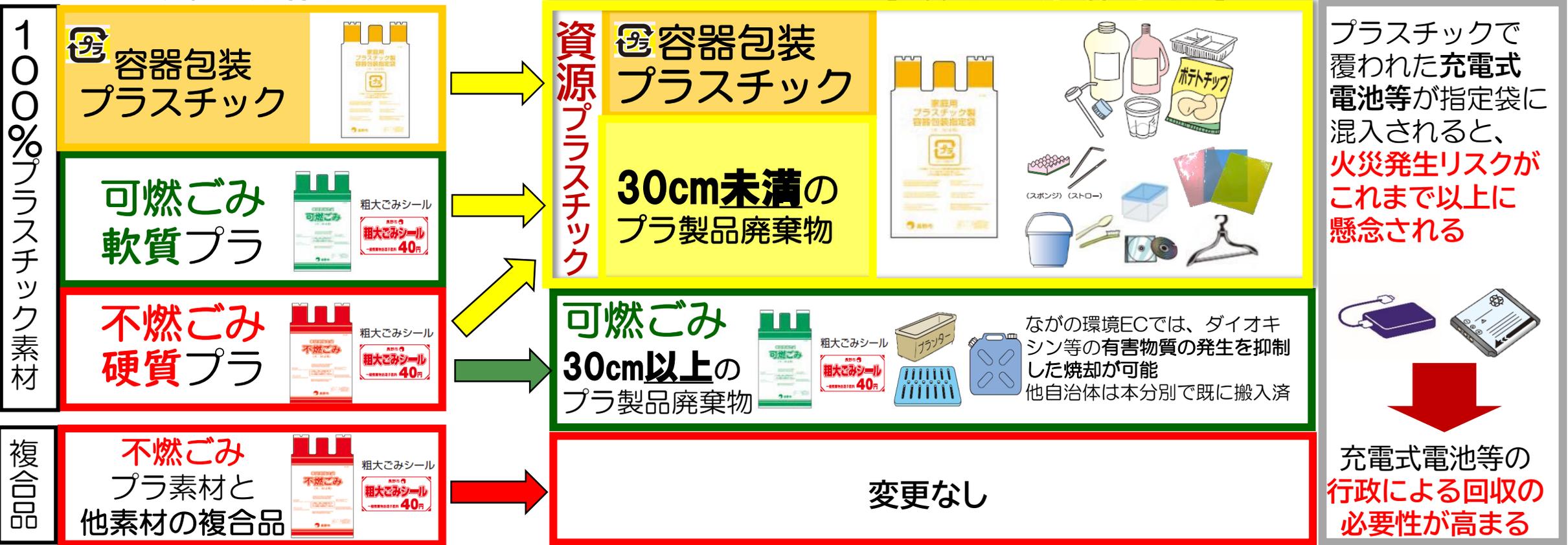
(3) 分別収集の開始

収集対象 **100%プラスチック素材かつ長辺が30cm未満**のプラ製品廃棄物に
 現在収集する 容器包装プラスチック を加え「**資源プラスチック**」
 として**一括収集**をする

対象基準の検証 実機試験で処理可能な範囲を対象としたが、モデル地区収集により分別状況と収集量の把握、
 処理体制の確立と継続的処理による設備への影響等を調査し、全市一斉収集に反映する

イメージ 現在の分別方法

【新しい分別方法】



※ ペットボトルの収集方法に変更はありません

(4) 排出方法と収集日

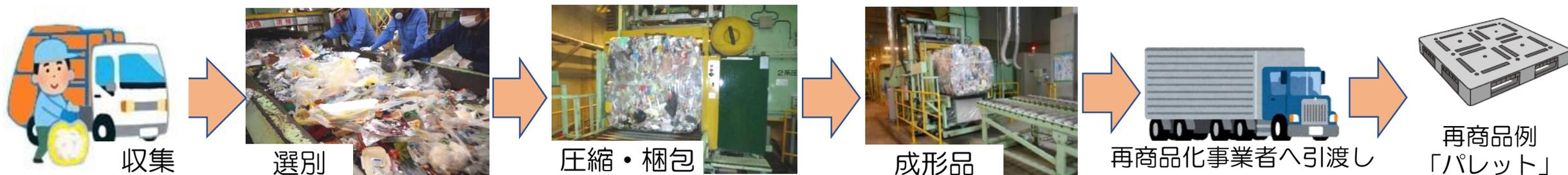
排出方法	当面現在の「容器包装プラスチック指定袋」を使用（デザイン変更予定）	
収集日	プラの日に収集	収集頻度：週1回

(5) 資源プラスチック等予測処理量（令和8年度）

4,608.4トン/年	内訳 プラ製品廃棄物：839.4 t、容器包装プラ：3,249t、ペットボトル：520t	
「プラ製品廃棄物」が加わることで、処理量は重量比で 約20%増加する		
増加分への対応	既存処理委託の作業人員追加と時間延長で対応が可能	

(6) 分別収集の開始時期

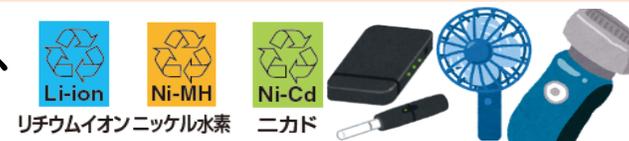
モデル地区	令和7年4月
全市一斉	令和8年4月



2 充電式電池等の分別収集

(1) 充電式電池

リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池の普及に伴い、多くの家電製品に使用されている



(2) 現在の排出方法

各種充電式電池
モバイルバッテリー含む 家電量販店等の回収協力店に持ち込む

充電式電池を含む家電 取り外した電池は同上、家電は不燃ごみへ

市処理施設では発火等により処理が困難であるため、**集積所収集をしていない**

(3) 分別収集の必要性

誤って不燃ごみ等に排出された充電式電池に起因する処理施設等の発火事例は全国的に急増している
資源プラスチックの分別収集で、プラスチックに覆われた充電式電池等が誤って混入し、発火による火災発生のリスクがこれまで以上に懸念されるため行政による回収が必要

不燃ごみ収集車の火災事例



施設の天井・設備等が損傷した事例



出典
(公財)日本容器包装リサイクル協会

(4) 分別収集の開始

排出先	集積所への排出を可能とする	
収集対象	① 各種充電式電池類 【モバイルバッテリー含む】	② 【充電式電池を取り外せない】 充電式電池内蔵小型電気製品
	①・②共に概ね30cm程度の大きさを限度とする	
収集日	ビン・乾電池の日 に収集	収集頻度：4週に1回
排出方法	①・②を 無色透明のビニール袋 に入れ、赤コンテナへ排出	
イメージ	<p>【赤コンテナ】</p> <p>無色透明なビニール袋</p> <p>Li-ion リチウムイオン Ni-MH ニッケル水素 Ni-Cd ニカド 各種充電式電池類</p> <p>モバイルバッテリー</p> <p>充電式電池内蔵小型電気製品 【充電式電池を取り外せないもの】</p> <p>【絶縁必要】</p> <p>【乾電池類】</p>	
開始に伴う効果	火災の原因となる充電電池等の分別収集を集積所でも行うことで、 市民の利便性も向上し、収集車や施設の火災発生リスク低減 が見込まれる	
回収協力店	家電量販店等の回収協力店への 排出も、引き続き可能	
収集開始時期とモデル収集を実施する理由	モデル地区 令和 7年4月	収集量把握、収集体制及び選別処理方法を確認するため
	全市一斉 令和 8年4月	

3 収集開始へのスケジュール

資源プラスチック及び充電式電池の分別収集は次のスケジュール（案）を進めていく

		R5	R6	R7	R8
庁内			庁議・議会对応、予算措置対応、処理計画変更、条例改正他		
施設対応		実機試験 11月	調整決定	防火対策（スプリンクラー、センサー設置）・設備改造 充電式電池保管等対策	
市民	資源プラスチック収集	○プラ再資源化方法決定	地元調整	地元説明 各戸配布	モデル地区収集開始
	充電式電池収集	○充電式電池処理委託先等検討	住自協	地元説明 広報活動【広報・各戸配布・TV等】	全市収集開始

※ モデル地区収集の実施状況により、設備に支障が生じた場合はこの限りではない

【 参考 】 分別変更に伴い新たに発生する経費負担 (R5年度算定ベース)

令和6年度	
歳出	1,553 千円 モデル地区収集に伴うチラシの作成や説明会に伴う人件費
令和7年度	
歳出	25,368 千円
	23,770千円 全戸配布用印刷物他、周知用チラシ、外国語向けカレンダー作成、説明会に伴う人件費 外
	1,802千円 モデル地区収集分の 資源プラ再商品化、充電式電池等処分 等に係る委託経費
	▲204千円 分別変更に伴い“削減される”不燃ごみ残渣処理経費
歳入	1,342 千円 プラ製品廃棄物の再商品化に係る特別交付税措置 【対象:収集・運搬・再商品化(措置率0.5)】
令和8年度	
歳出	110,998 千円
	120,450千円 充電式電池の収集・選別・処分、資源プラの選別・再商品化 等に係る委託経費
	▲9,452千円 分別変更に伴い“削減される”不燃ごみ残渣処理経費
歳入	59,000 千円 プラ製品廃棄物の再商品化に係る特別交付税措置 【対象:収集・運搬・再商品化(措置率0.5)】

再商品化による不燃ごみ残渣処理費の減少と交付税措置は見込めるが、各種委託費は増加する